

西脇市市民交流施設指定管理プロポーザル審査基準

1 趣旨

西脇市市民交流施設指定管理者候補者選定に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく候補の選定については、次のとおり行うものとする。

2 評価の方法

西脇市市民交流施設指定管理者候補者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）による主観的評価と客観的評価を合わせ、総合的に評価する。

3 評価項目及び評価点数

次頁

4 その他

- (1) 審査項目に関する評価基準については、公表しない。
- (2) 選定委員の氏名については、公表しない。
- (3) 参加者が1者となった場合において、各選定委員の評価点の平均が基準点数（80点）に満たないときは、優先交渉権者とししない。
- (4) 評価点で同点となる場合は、見積金額が最も安価な者を優先交渉権者とし、見積価格も同額の場合においては、提案内容に係る評価点の高い方を優先交渉権者として決定する。

項目		評価点数
客観評価	本業務と同種業務の実績	5点
	・本業務と同種の業務実績（500席以上の文化ホール、3年以上の運営）を確認する（様式第7号）。	
	経営状況	5点
	・法人の経営が安定的な状況であるかを確認する（様式第8号）	
	提案金額（指定管理料）の比較について	30点
	30点×{上限額×係数0.8/提案金額} ※ただし、提案金額が上限額の8割を下回る場合は、一律30点の評価とする。	
	参考見積（庁舎維持管理費）の比較について	20点
	20点×{最低提示額/提案金額}	
提案内容（主観評価）	1 施設の効果的・効率的な維持管理（体制含む）について	20点
	(1) 基本方針が施設の設置目的に合致しているか。 (2) 快適な施設環境を提供するための取組は妥当か。 (3) 緊急時や災害時の対応についての考え方は妥当か。 (4) 人員配置計画は適正か。 (5) 職員の育成が図られるか。研修体制が講じられているか。	
	2 提案事業について	20点
	(1) 地域に夢を与えるような鑑賞事業が提案されているか。 (2) 本市らしさが感じられる鑑賞型・参加型事業が提案されているか。 (3) 文化芸術の担い手を育成する事業が提案されているか。 (4) 子どもを対象とした鑑賞型・参加型事業が提案されているか。 (5) その他	

	3 自主事業について	20点
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化振興と市民福祉の向上に資する事業が提案されているか。 (2) 多くの市民が参加できる事業が提案されているか。 (3) 多彩な事業の企画がなされているか。 (4) 事業内容が採算性のみを重視していないか。 (5) その他独自の提案があるか。 	
	4 その他	20点
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市の施策や市が求める提案等に対して、柔軟に対応できる体制であるか。 (2) 地域と共に施設利用を促進させようとする方策が具体的に考えられているか。 (3) 企画提案書の内容が具体的、現実的であり、創意工夫や積極性がみられるか。 (4) 収支計画は適正か。 (5) 館内、特にロビーやラウンジにおいて、人々が交流し、くつろぎ、日常生活が潤うきっかけとなるような工夫がみられるか。 	
合 計		140点